

3 営業時間の制限

住居専用地域（表のア）で飲食店営業を営んでいる方は、午前0時から午前6時までの間、営業を営んではなりません（周辺の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除く）。



4 外部騒音の防止

（表のイ、ウ、エ、オの用途地域に適用）

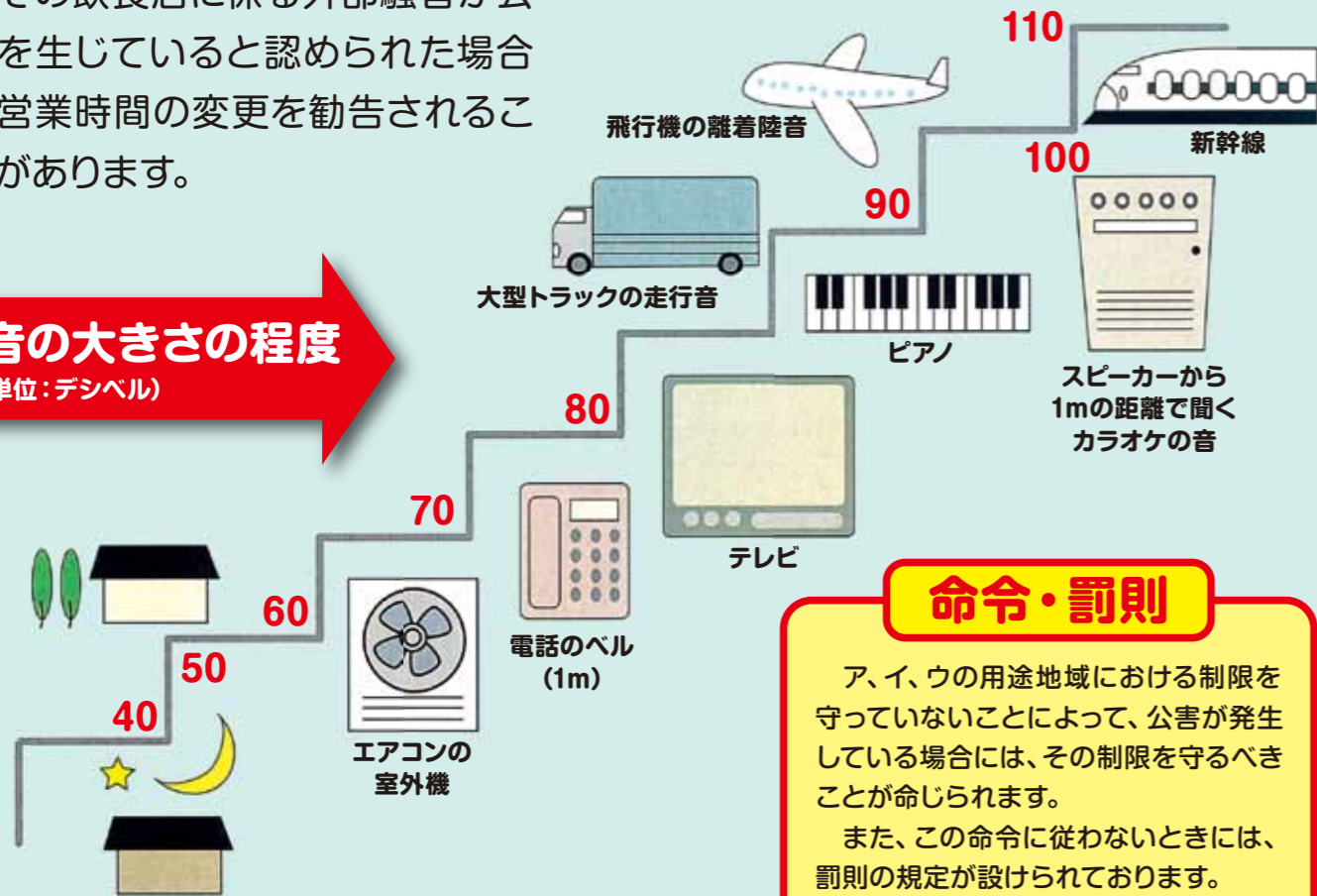
外部騒音*によって公害が生ずることのないように努めなければなりません。

その飲食店に係る外部騒音が公害を生じていると認められた場合は営業時間の変更を勧告されることがあります。



*外部騒音とは、営業が誘因となって発生する店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいいます。

音の大きさの程度 （単位：デシベル）



命令・罰則

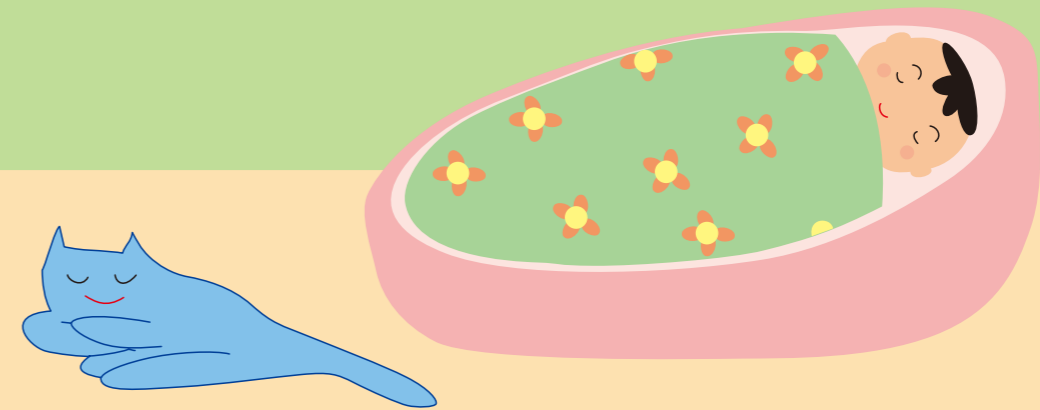
ア、イ、ウの用途地域における制限を守っていないことによって、公害が発生している場合には、その制限を守るべきことが命じられます。

また、この命令に従わないときには、罰則の規定が設けられております。

飲食店のみなさまへ



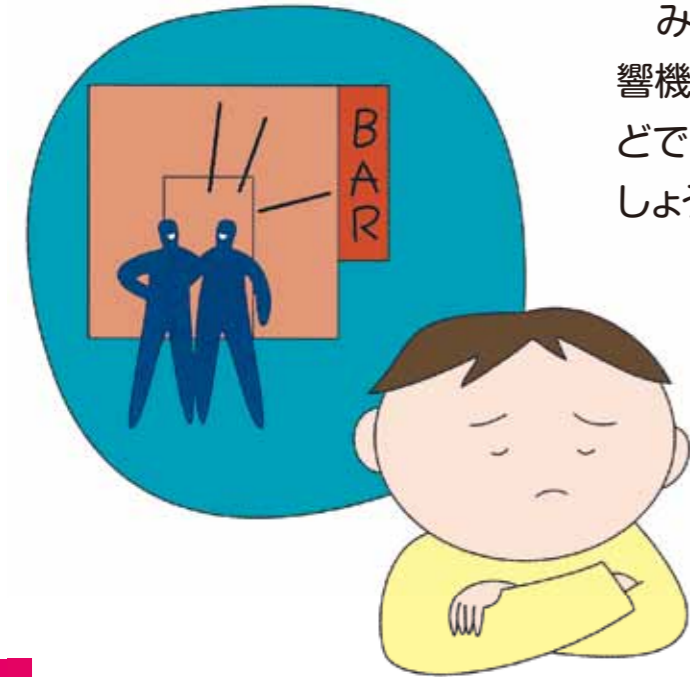
騒音の防止にご協力を！



近隣の方々に迷惑をかけていませんか

みなさまのお店では、夜間のカラオケなどの音響機器の使用やお客さんのお店の前での話し声などで周辺の人々に迷惑をかけていることはないでしょうか。

- 横浜市大気・音環境課には多くの苦情が寄せられております。
- お店の営業時間が、周辺の人々にとってくつろぎや睡眠の時間となるために深刻な問題となっていないですか。



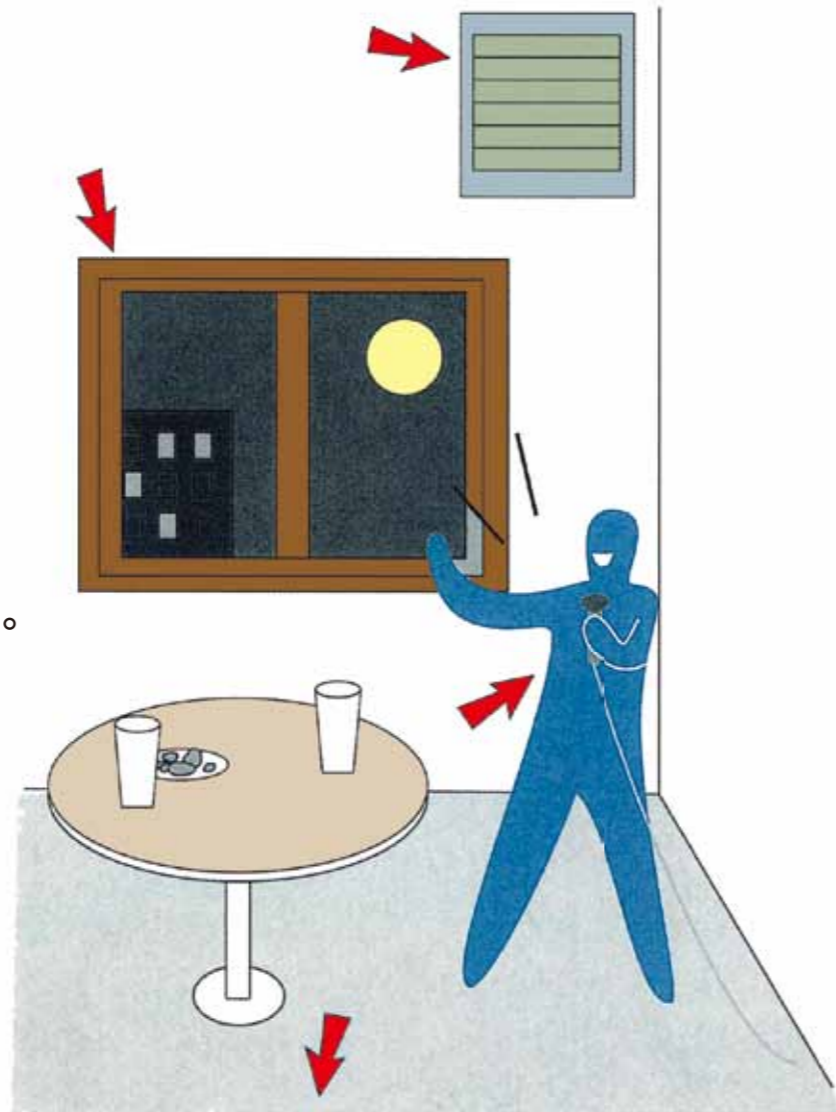
防音対策としては

◆発生源が室内の場合

- 窓を防音サッシ又は二重にする。
- 壁・天井には吸音材・遮音材を取り付ける。
- 入り口を二重構造にする。
- 換気扇は防音型を取り付ける。
また、開口部を民家側に向けない。
- スピーカーの音量を小さくする。
- お客さんに協力をお願いする。

◆発生源が屋外の場合

- ★ポスターを掲示してお客さんへの協力を呼びかける。
- ★店外の点検と必要であれば直接お客さんへお願いをする。
- ★荷さばき作業は夜間、早朝の時間帯を避ける。
- ★お客さんの見送りは店内で済ませる。



飲食店営業騒音の規制は、次のようになっています

飲食店営業については、工場などと同様に、横浜市生活環境の保全等に関する条例により守らなければならない騒音の基準などが定められています。



1 音量の制限

飲食店を営んでいる方は、下表の騒音規制基準を守らなければなりません。

騒音規制基準 (抜粋)

(単位: デシベル)

用途地域	時間帯	8時から18時まで	6～8時 18～23時	23時から0時まで	0時から6時まで
		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	音響機器の使用時間制限
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	50	音響機器の使用時間制限 (外部騒音の防止)		
ウ 近隣商業地域		65	60	50 (外部騒音の防止)	
エ 商業地域 準工業地域		65	60		
オ 工業地域		70	65		
			55	55 (外部騒音の防止)	

※騒音は店の外の敷地の境界線で測定します。

2 音響機器の使用時間の制限

住居系地域(表のア、イ)や近隣商業地域(表のウ)などで飲食店営業を営んでいる方は、午後11時から翌日の午前6時までの間、音響機器*を使用し、又は使用させてはいけません。(飲食店内の音響機器から発生する音が外部に漏れない防音処置を講じた場合を除く。)

*音響機器とは、カラオケ機器、ステレオセット、その他音声機器、拡声装置、録音・再生装置、楽器、有線ラジオ放送装置をいいます。

